

現 行	改 正 案
<p>【本文】</p> <p>10-2 特定金融会社等の登録等に関する定期報告等</p> <p>10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書（写）を監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>【本文】</p> <p>10-2 特定金融会社等の登録等に関する定期報告等</p> <p>10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書（写）を監督局長あて送付するものとする。</p> <p><u>10-2-3 特定金融会社等が提出する報告書における記載上の留意点</u> <u>別紙様式集における氏名の記載については、法令の手續に従い、登録申請書又は変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者の場合は、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて婚姻前の氏名を記載することができることに留意する。</u></p>